

判決年月日	平成１７年４月１９日	担当部	知的財産高等裁判所第２部
事件番号	平成１７年（行ケ）10103号		
○ 原告に係る「BALMAIN」ないし「バルマン」の表示の周知性を理由として、本願商標「BALMAIN」と引用商標との類似性が否定された事例			

（関連条文）商標法4条1項11号

原告は、飾り文字風の欧文字で「BALMAIN」と横書きに書した構成からなる本願商標につき商標登録出願をした者であり、特許庁による拒絶査定を不服として、審判請求を申し立てた。これに対し、特許庁は、本願商標は、①「バルマン」の片仮名文字を横書きしてなる引用商標1、②上段に筆記体風の「Valman」の欧文字を配し、下段に筆文字風の「ばるまん」の平仮名文字を配した構成からなる引用商標2、及び③上段に丸ゴシック体の「mini-VALMAN」の変形の欧文字を配し、下段に丸ゴシック体の「ミニバルマン」の片仮名文字を配した構成からなる引用商標3と、「バルマン」の称呼を共通にする類似の商標といわざるを得ないなどとして、原告の審判請求を不成立としたことから、原告が上記審決の取消しを求めて本訴を提起した。

本判決は、証拠に基づき本願商標等の周知性について検討を加えた結果、「遅くとも審決日・・・までには、本願商標の指定商品・・・中、審決が引用商標1～3の指定商品と同一又は類似の商品であるとした、別表第24類の『布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布』及び第25類の『被服』の分野における取引者、需要者の間において、『BALMAIN』ないし『バルマン』の表示は、著名な原告『PIERRE BALMAIN』社に係る『BALMAIN』ブランドを示すものとして、一般に広く知られるようになっていたものと認めるのが相当である」と認定した上、そうであるとすれば、「本願商標に接した取引者、需要者は、仮に本願商標自体を知らなくとも、本願商標から、周知の上記『BALMAIN』ブランドを想起するものというべきであり、これに対し、引用商標1～3から特定の観念が生じないことは当事者間に争いがないから、本願商標と引用商標1～3とは、観念において著しく相違するものと認めるのが相当」であり、「本願商標と引用商標1～3とが称呼において共通するとしても、本願商標及び引用商標1～3に係る商品の取引者、需要者は、取引に当たり、周知の上記『BALMAIN』ブランドを想起させる本願商標が付された商品と、そのような観念を生じさせない引用商標1～3が付された商品とを容易に区別することができ、両者の出所を誤認混同するような事態は考え難いというほかはない。そうすると、両商標を同一又は類似の商品に使用した場合に、商品の出所につき誤認混同を生じるおそれは認め難いから、本願商標と引用商標1～3とは類似商標ではないというべきである」と判示して、上記審決を取り消したものである。